

社会福祉法人一戸町社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ふれあい・いきいきサロン」を実施する者に対して、一戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、その活動を支援することにより地域における福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふれあい・いきいきサロン」（以下「この事業」という。）とは、地域を拠点として、その地域に居住する当事者（高齢者・障害者・子育て中の親とその子など）とボランティア及び地域住民とが協働で企画及び運営を行い、高齢者を始めとする地域の仲間づくり、生きがいをづくりを目的とした活動のことをいう。

(実施主体者)

第3条 この事業は、次の各号のいずれかに該当する者が実施する者とする。

- (1) 本会に登録しているボランティア団体
- (2) 地域住民によって組織されている団体（自治会・町内会等）
- (3) 当事者団体（但し本会及び一戸町等から何らかの補助金交付を受けている団体を除く。）
- (4) その他本会会長が必要と認めた者

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する町内在住者とする。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者
- (2) 障がい者（児）とその家族（但し、障がい者のみまたは家族のみの参加も可能とする。）
- (3) 子育て中の親とその子ども（但し、親子同時参加を原則とする。）

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) くつろぎ・おしゃべり等
- (2) レクリエーション（歌・ゲーム等）
- (3) 創作活動（小物作り・手芸等）
- (4) 日常生活動作訓練（料理教室等）
- (5) 健康づくり（健康体操等）
- (6) 昼食会
- (7) その他、利用対象者と実施主体が協働で企画運営を行い、誰もが楽しく参加できるもの。
（季節の行事など。）

(連携協働)

第6条 この事業を実施しようとする者は、必要に応じて一戸町内の自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者組織（老人クラブ・子供会など）、その他関係機関と連携を図り、協働して事業を推進するものとする。

(実施期間)

第7条 この事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(実施要件)

第8条 この事業の実施要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施場所 一戸町内
- (2) 実施回数 年間4回以上（利用対象者の日常生活の一部になるよう、月1回以上の定期的な実施が望ましい。）
- (3) 利用対象者の人数 5名以上（但し、第4条第3号に該当する利用対象者は、1家族を1名とする。）
- (4) チラシ・回覧板・社協だより等の広報媒体を活用し、事業の周知及び参加者の募集を行うこと。

(事業の認定)

第9条 この事業を実施しようとする者は、事業を実施する日の2週間前までに、実施申請書(第1号様式)を本会会長に提出し、事業の認定を受けなければならない。

2 本会は、この事業を実施しようとする者が第8条の実施要件を満たしていると判断した場合は、事業の認定を行い、事業実施認定通知書(第2号様式)を交付する。

(支援内容)

第10条 本会は、事業の認定を受けた者に対し、次の支援を行う。

- (1) 運営助成金の交付
- (2) 講師・指導者・協力ボランティア等の調査と紹介
- (3) 運営方法・実施内容などに関する相談援助
- (4) 必要な備品の貸出
- (5) 交流会(情報交換・研修等)の開催

(運営助成金及び助成対象)

第11条 前条第1号に規定する運営助成金の助成額、対象経費並びに助成対象者数は次のとおりとする。

- (1) 助成額については、助成対象者数1名につき100円を乗じた額とする。
- (2) 対象経費については、別表1のとおりとする。
- (3) 助成対象者数は、利用対象者のうち参加費を支払った人数(但し、第4条第3号に該当する利用対象者の場合は、家族数とする。)
- (4) この事業の実施については、本会が実施する他の助成金制度との併用はできないものとする。

(参加費)

第12条 利用対象者の参加費は、実施主体者が決めるものとする。

(事業報告及び助成請求の手続き)

第13条 事業の認定を受けた者が、助成金の交付を申請する場合は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金申請書兼事業報告書(第3号様式)にふれあい・いきいきサロン事業参加者名簿(第4号様式)を添えて本会会長に提出しなければならない。

(障害保険)

第14条 実施主体者は、ボランティア保険に加入し、この事業に参加する利用対象者に事故が発生した場合に必要な措置を行うものとする。

(禁止事項)

第15条 実施主体者は、この事業で知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。また、この事業を利用して、宗教活動や政治活動を行ったり物品の販売行為等をしてはならない。

(助成金の返還)

第16条 本会会長は、実施主体者が不正により助成金を受けた場合や他の目的に助成金を使用した場合には、その全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

ふれあい・いきいきサロン事業助成対象経費基準表

対象とする経費

支出科目	使途例
日用品費	コピー用紙代、文房具等
食材費	お茶菓子代、昼食食材料費、弁当代等
諸謝金、旅費・交通費	講師・出演者等への謝礼、交通費など
賃貸料	会場借上料等
光熱水費	公民館等の電気代、燃料費、ガス代、水道代等
通信費	切手購入費等
印刷代	チラシ等印刷代等

※対象経費については、サロン実施日に使用するものに限る。

※証拠書類は、レシートなど商品の明細がわかる書類とし、原則、実施日以前の日付若しくは実施日当日の日付のものとする。